

大塚鐵工所労働争議

本争議は傳習生（徒弟工）の随劣悪が動機となり彼等賃金にも不満がありて従業員の特遇改善要求となつたのであつたが直方市内に於ては此種中小工場が多数散在し全般に共通性を有する問題なるを以て本争議の経過並に影響は各方面に及ぼされたのであるが警察當局の斡旋と工場側の大譲歩により早急の決解を見たる結果目下の産地工場には何等の動搖も見へず。

- 一、名 稱 大塚鐵工所
- 二、所 在 地 直方市須崎町一丁目
- 三、事業の種類 鐵山用機械器具（小倉工廠指定砲彈製造）
- 四、資 本 金 拾萬圓
- 五、代 表 者 事業主 大塚 晋次郎

- 六、従業員 數 五五名（内傳習生三一名人夫七名）
- 七、争議参加員數 四〇名（職工二名傳習生全員 人夫七名）
- 八、關係労働團體 全總九州聯合會
- 九、争議發生年月日 昭和十一年十二月二十一日
- 十、同 解決年月日 同 十二月二十二日
- 十一、發 生 原 因

従業員の一部に在りては本年五、六月頃より賃金の値上を要求すべく全總九州聯合會鞍手支部を通じて策動し居りたる處最近傳習生（徒弟工）が随の劣悪と月手當（年限に依り二割乃至八割）に不満あるを好機として十二月二十日工場休日を利用し組合鞍手支部長吉田繁太の指導にて方策を協議し翌二十一日午前五時傳習生並出勤途中の従業員四十名を工場近くの組合鞍手支部に集め要求事項を決議し其儘罷業を敢行したのである。